

会議録

会議の名称	令和2年度 第1回登米市下水道事業運営審議会
開催日時	令和2年8月4日(火) 13時30分開会 15時52分閉会
開催場所	登米庁舎 2階 201会議室
座長(議長)	会長 高橋 修
出席者(理事)の氏名	泉朋行委員、後藤悦子委員、佐藤繁人委員、佐藤雅子委員、佐々木絹子委員、菅原昭委員、佐藤豊子委員、大森敏雄委員 以上9名
欠席者(理事)の氏名	村上とも子委員 以上1名
事務局職員職氏名	上下水道部 次長 千葉 智浩 (経営総務課) 細川課長、佐々木課長補佐、鈴木(良)課長補佐、 伊藤課長補佐兼係長、津藤課長補佐兼係長 (下水道施設課) 佐々木課長、小泉課長補佐、佐々木課長補佐兼係長 佐々木係長 以上 10名 上下水道部長 大柳 晃(欠席)
議 題	会 議 (1) 会議録署名員の選任 (2) 報告 ① 上下水道部の経営方針等について ② 登米市の下水道事業について ③ 登米市の生活排水処理状況について ④ 令和元年度決算の概要について ⑤ 平成29・30・令和元年度収納状況について ⑥ 登米市上下水道部新型コロナウイルス感染症対策について (3) その他
会議結果	別紙記録のとおり
会議経過	別紙記録のとおり
会議資料	資料1 上下水道部の経営方針等について 資料2 登米市の下水道事業について 資料3 登米市の生活排水処理状況について 資料4 令和元年度決算の概要について 資料5 平成29・30・令和元年度収納状況について 資料6 登米市上下水道部新型コロナウイルス感染症対策について

発言者	発言要旨
【1 開会】	
事務局	会議資料の確認後、開会を宣言。
【2 挨拶】	
会長	<p>みなさん、今日のご苦勞様でございます。</p> <p>一週間ほど遅れた梅雨明けとなりましたが、まだ新型コロナウイルスが収束しておりませんので、大変な思いをされていることと思いますが、久しぶりの会議でございますので、皆さんの忌憚のないお話を承りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
千葉次長	<p>本来であれば上下水道部長の大柳が皆さまにご挨拶を申し上げるところではございますが、登米市総合計画タウンミーティングが開催されており、そちらに出席しておりますので、代わって私からご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、また、梅雨明けの暑い中、登米市下水道事業運営審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年度、地方公営企業の全部適用に併せまして、下水道事業が建設部下水道課から、上下水道部へ組織統合して初めての会議となります。本日の内容につきましては、上下水道部の経営方針をはじめ、令和元年度の決算と、下水道事業の整備状況等につきまして、さらには、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまでの上下水道部の対応と、今後の感染状況に応じた対応について報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p>
【3 会議】	
会長	<p>本日の会議は、委員 10 名中 9 名の出席でございます。過半数を満たしており、審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立することを報告させていただきます。本日の会議の会議録署名人の選任ですが、私からご指名させていただきたいと思えます。泉委員さんと後藤委員さんよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の下水道事業運営審議会は、登米市審議会等の公開に関する指針の第 4 条の規定に基づき、傍聴席を設け、第 7 条の規定により、本会議の会議録をホームページへ掲載することにより、公表いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、報告に入らせていただきます。「報告①上下水道部の経営方針等について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	(配布資料 1 に基づき説明を行う)
会長	①上下水道部の経営方針等についての質疑を頂きたいと思えます。
委員	<p>(2) の経営方針の①から③までありますが、全て重要な項目かと思えます。③の危機管理体制の強化については、当時ここまでの説明が無かったと記憶しております。言うまでもなく危機管理は最重要課題であると思われれます。そこで改めて質問なのですが、この場合の危機管理の「危機」とは具体的にどのような事態のことを指すのか、危機管理の一連の流れはどのようなものなのかを説明頂きたいのと、体制の強化として、危機が発生した場合の連絡体制について、情報収集や訓練実施などのマニュアルの整備等が現段階で成されているのかどうかについてご説明頂きたい。</p>
委員	<p>まず危機管理の「危機」についてどのような状況を指すのかという質問につきまして、一般的に言えば災害や事故という区分だと考えています。上水道においては、災害の対応マニュアルを独自に作っていて、災害やテロなどの事態を想定して作成して</p>

	<p>います。下水道においては、4月まで市長部局であったため、市の災害マニュアルの中で定めていて、現時点で独自のものはありません。今後、上下水道部としてのマニュアルを作成する方針です。</p> <p>事業継続計画（BCP）についても、水道と下水道が統合して組織が大きくなりました。災害になったときに両事業が上手く連携して対応できるように、今後上下水道としてのBCPを作成していきたいと考えています。</p> <p>今、上下水道部での災害あるいは事故が発生した際の対応する段階と、連絡体制をどのようにするという部分については出来上がってしまっていて、一般的な状態については動ける状況にありますが、詳細なマニュアルや、BCPについては、今年度中に作成して底上げしていきたいと考えてございます。</p> <p>まだ一緒になったばかりですのですり合わせるのが精いっぱいですので、より効率的にという部分については、2～3年を掛けて上手く連携出来るような形を作っていく必要があると思います。</p>
委員	<p>今回のコロナもこういう意味では危機に相当するのではないかと思いますので、その辺の整理を早急に行っていただければと思います。</p>
委員	<p>本日部長が、タウンミーティングで審議会を欠席するということが、下水道事業に関する重要事項を審議するため、地方自治法の規程に基づき設置された審議会という位置づけなのですが、市長のタウンミーティングの日程も既に分かっていたことであろうし、課長さん方で答弁が不安だという訳ではございませんが、重要性から鑑みて、日程調整が不可能だったのかどうか、部長が不在でも審議会を開催すべきだったのかどうか、その見解についてお聞きしたい。</p> <p>審議会を開かざるを得ないから日程を決めて開いたというだけの形式的なものになっていないか。本当に市民の声を聴くと同時に審議員の皆さんの声を聴いて下水道事業運営に役立てるためにこの会を設置しているものと認識していますが、その観点からすると、部長が欠席の中に本日の審議会を開催しなければいけなかったことは非情に残念でありますので、その考え方についてお聞きしたいです。</p>
会長	<p>はい、その件につきまして一週間ほど前に話を頂きました。皆さんに通知した後だったので、このままの日程で開催したのですが大変皆さんには恐縮しております。</p> <p>追加で次長から何かお話しすることがあればお願いします。</p>
事務局	<p>今会長からお話しのありましたとおり、日程等については既に皆様へ通知させて頂いて、その後の変更等もなかなか難しいということでございました。決してこの審議会を軽視しているということではなく、タウンミーティングにつきましても、私が出席する予定でございましたが、部長職等の出席が望ましいと市長等から話があり、やむなくこの審議会については部長不在で開催するということになりましたので、大変申し訳なく思っておりますが、何卒ご承知願いたいと思っております。</p>
委員	<p>今後もこういったことが続く可能性があると考えてよろしいのですか。</p>
事務局	<p>日程等については事前に詳細を詰めまして調整しておりますが、今回については本当に突然のことでしたので、大変申し訳なく思っております。今後の日程調整については、十分配慮し行っていきたいと考えております。</p>

会長	次に報告②登米市の下水道事業について及び③登米市の生活排水処理状況について、事務局からの説明をお願い申し上げます。
事務局	(配布資料2及び3に基づき説明を行う)
委員	想定を超えるような豪雨被害というのが毎年のように起きているが、豪雨被害に対する計画等があるか教えて頂きたい。
事務局	市内全域を網羅した計画というのは、現在持っていません。現在整備を進めていますが、迫町大東地区の治水対策ということで、排水路整備を令和4年の完成を目標に現在進めています。建設部からの情報になりますが、同様の計画を今後何箇所か予定したいという考えを市としては持っています。具体的な内容までは伝わっていない状況です。
委員	津山地区での水害が繰り返されるのは岩手県の山から水が流れてくるのが一つの原因だとお聞きしたんですが、想定外のことが頻繁に起きており、今後も起こる可能性が高いということで計画の見直しや、更なる対策が必要になると思うのですが。
事務局	河川からの氾濫は、上下水道部の管轄ではなく建設部ということになりますが、昨今の豪雨、台風での雨等の被害に対して、市として現在災害復旧工事も進めていますが、更なる対応ということでの検討を始めていく考えもあるようです。正確な情報というのは、今後何らかの形で皆さんにお示しする時期が来ると思いますが、現時点では、具体的なお話しを出来るような状況ではありません。
事務局	豪雨などの災害対策については、防災課で危機対策を管理しています。整備的なものは、国とか県で管理します。例えばダム等の災害対策、あるいは河川の対策ということで昨年の東日本台風、豪雨災害などもあり、色々検討をされていまして、ダム等についても運用が今年6月から変わり、水を余計に貯められるように対策を取っているようです。 また、様々な整備計画がある中で、上下水道部の部分で言いますと下水道施設課長から説明のあった大東地区の雨水排水整備を行っており、都市計画区域内の下水道事業として雨水排水路整備の計画・整備をしています。
委員	2点ほどお聞きします。接続率は77.61%、農業集落排水では80.75%ということですが、接続率が増えれば自然と使用料が増えるわけだが、その啓蒙活動について具体的にどういったことに取り組んでいるのかをお聞きしたいというのが1点。それから第2点目は、合併して出来た登米市ですので、旧市町村の取組方針によっても整備率が違うということである。地形的な問題もあるとは思いますが、経営方針にもありますとおり市民サービスの向上という大きな目的からいうと、整備率の進んだ米山では約80%ですが、石越と東和では50%台ということであれば、この30%の差を出来るだけ埋めることを目標として持って、具体的にどのような努力をしているのかについてお聞きしたい。
事務局	啓蒙活動については、産業フェスティバル等で市民の方々に対し、接続について啓蒙しています。その他に、市広報等で合併処理浄化槽等の設置について啓蒙させて頂いておりますが、なかなか老人世帯及び一人世帯になると啓蒙してもなかなか接続できないというご相談を受けることが多くなっています。10年前整備した際は、まだ働いていた方々もやがて一人世帯になってしまう、後継者不足もあるということを切に話しを受けています。ただ、市としては接続して頂き、使用料を収めて頂きたいというお願いという形になります。補助制度として、接続工事が終わった場合あと5年間

事務局	<p>については、排水管の延長が 30 メートル、浄化槽の場合 32 メートルを超えた部分については、1 メートルあたり 5,000 円の補助金を出しています。また、利子補給ということで、最大 120 万円まで借入金の利子を負担するといった事業も行っておりますが、高齢者になるとお金の借入も難しいなどのご相談を受けることもあり、接続を推進していく起爆剤になるものを見いだせていないのが現状です。浄化槽については、家を建てるか改築するなど本人のタイミングで、基数に限界はありますけれども、相談を頂ければそれほど待たずに設置できるという事業になっていますので、もう少しその辺りの啓蒙を図れば普及促進できるのかなと考えています。</p> <p>2 番目の各町域の差について、4 番の部分について示しているのは整備率ではなく、水洗化率で水洗化に繋いでいる割合です。高いところと低いところの差がなぜ生じているのかについて補足をいたしますと、例えば米山につきましては、旧町時代に公共下水道下水道が来るのを待っていると整備が進まないということで、全て農業集落排水事業で実施しています。他の町に先駆けて整備を始め合併前にかなりの部分が整備を完了し、接続率が 9 割を超えている地区もあり、そのため高くなっています。</p> <p>東和については人口が密集しておらず、浄化槽区域が広がっています。浄化槽については、市民の皆さんが水洗化したいという時に申請していただくと、市で浄化槽を設置するという流れになっています。東和町においては、先ほど申し上げた高齢化などの問題もあり、水洗化が進んでいません。また、米川地区などの農業集落排水区域については、接続率が極めて低く、市で整備したが繋いでもらえないため接続率が低くなっています。</p> <p>水洗化率が低いところについては、集合処理の接続率がなかなか上がっていないというのと、比較的浄化槽区域の割合が高いという状況です。</p>
会長	<p>それでは報告④令和元年度決算の概要について、⑤平成 29・30・令和元年度収納状況についてご説明をお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>(配布資料 4 及び 5 に基づき説明を行う)</p>
委員	<p>決算の歳出の件なんですけれども、補正予算という言葉にあまり馴染みがないのですが、ここに書いてあるマイナスというのは、予算が減らされたという考えでよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>年度の途中において 6 月、9 月、12 月、2 月に定例議会があります。また、災害などがあると臨時議会があり、その議会の都度に当初計上した予算に状況の変化等から予算を追加し、年度の途中で明らかに使う予定でなくなったものについて減額をするということです。補正予算額については基本的に議会で削られたとかそういうものではなく、事務サイドから提案をし、予算額を補正しているものです。減額が大きい部分につきましては、概ね 12 月や 2 月に当年度内に使わない予定金額を落としたものです。下水道の工事をする際に水道管が支障となる場合、補償費を支払い水道管の移設をします。下水道工事で水道管が支障になると、下水道事業会計で補償費を下水道事業会計に出して、移設しています。</p>
委員	<p>収納状況なんですけど、元年度の 5 月 31 日現在で不納欠損が 17 万 9000 千円あります。使用料では 13 万 3000 千円程、年度ごとに減っていて大変素晴らしいことだと思うんですけど、件数はどの程度か。</p>
事務局	<p>下水道受益者負担金 49,400 円につきましては 3 名、12 万 9600 円については 5 名です。使用料につきましては、115,833 円については 24 名、農業集落排水については 3 名になります。</p>

委員	<p>はい、分かりました。それともう一つよろしいでしょうか。</p> <p>4月1日から公営企業法が適用され、職員の皆さんもだいぶご苦勞されたと思うんですけども、4月1日現在の開始貸借対照表が今日の資料にはないのか。</p>
事務局	<p>準備をしておりません。</p>
委員	<p>資産の状況が一目で分かればいいですね。</p>
事務局	<p>開始貸借対照表も準備をしておけばよかったんですが、去年の決算状況のみを資料としていました。ちょっと遅くなりますけれども、今後の予定としては今年3回ほど審議会を開催しようと思っています。2回目については下水道事業の経営状況が公営企業法を適用するにあたって見える化していくという話がありました。まだ今年の決算だと公営企業会計としての決算にならないんですけども、過去の決算の状況などについて比較的わかりやすい資料をグラフ化してお見せしたいと思っています。また、下水道運営審議会について今年までの2年間の任期でございますけれども、来年度以降は上下水道一緒になったということで、運営審議会の在り方について、第2回辺りをお願いしたいと思っています。その際に開始貸借対照表についても、ちょっと時間が空きますけれどもお示ししながら説明をさせて頂きたいと思っています。</p>
委員	<p>こういう財務諸表関係、今回の決算書も理解しがたいんですけども他の委員が言われたように、きちんとしたものを複式簿記として出してもらえばよかったんでしょうけれども、次回の時は例えば令和2年3月時点できちんとした貸借対照表や損益計算書が出せるのか、あるいは次回が2月ですから直近までの残高試算表的なものが出せるのかご検討いただきたいのですが。</p>
事務局	<p>今年度については、公営企業会計でやっているの、決算書等についてはそういったものでお示しできます。今年の予算については、そういう形での予算組みをしています。当初予算説明の際にもこうして説明をされたのではないかなと思います。残高試算表等については毎月出納検査がございまして、毎月監査委員さんの監査を受けています。そこでは、残高試算表や予算執行状況表などを提示していますので、例えば年度の途中の段階の残高試算表等については機械から打ち出した帳票ですので、示せないわけではありません。どういう形でお示したら分かりやすいか工夫してみたいと思います。</p>
委員	<p>合計残高試算表の時点では、減価償却費や引当金が計上されませんよね。その辺は数字として出てこないと思うんですが、次回が2月であれば例えば12月時点のそういった試算表的なものを出して頂ければ、皆さんも多分この資料よりは分かると思うんですね。いくら収入、支出があって単純にいくら儲かっているか、そこからあと減価償却費や引当金を足して例年通りの形で計上すれば、大体年の利益がいくらかというのは商売やっている方であれば皆さん分かると思います。我々一般の人に分かるような財務諸表を資料として掲示して頂ければありがたいと思うんですが。</p>
事務局	<p>こういった形で示したらいいのかというところは検討しながら、新年度予算は3回目の審議会が当初予算の審議になると思います。当初予算の審議の際に、今年度の執行状況などが分かる資料を工夫して出させていただきます。</p>

委員	前回の審議会ではきちんとした貸借対照表とか損益計算書を出してもらってましたよね。
事務局	令和2年度当初予算の時ですね。
委員	ああいうのを出して頂くとすごくありがたいです。
事務局	昨年度の資料をよく確認し提出したいと思います。
委員	色々大変だとは思いますがよろしくお願いします。
会長	その他に何かありませんか。
委員	5ページの歳入合計で、合計の脇に(A)とあって、歳出の方だと計の脇に(B)が無いんですが、(B)はどこにあるんですか。
事務局	申し訳ございません。(B)という表示がされていないということでございまして、大変分かりにくい形になっているかと思えます。歳出の合計のところでございますが、前年対比表を5ページの下のところを見てお話しされていると思えますが、歳出側については、6ページの上のところを見て頂きますと、下水道課分の他に人件費分を人事課で計上しているものがございまして、その人事課分をあわせて例えば30年度決算ですと、46億2700万というのがございまして、ここの計の欄と(B)が同じ値となっております。
委員	分かりました。
委員	繰越金と繰越明許分と剰余金とあるんですけども、これらの違いがよく分かりません。普通の決算で見るとこの剰余金の部分が繰越金に当たるものかと思うのですが。
事務局	歳入の部分ですが、30年度の決算で歳入と歳出は、予算に対して歳入が増、歳出は予算の内側で収まっており、収支の差し引きが88,461,672円となっております。このうち、繰越事業になっているものもあり、それに財源を充てていまして、最終的な剰余金が80,727,672円というのが30年度の決算でした。この剰余金のうち、2分の1以上について財政調整基金へ積み立てることになっております。2分の1にして100万円単位で積み立てているので、翌年度の決算の繰越金という項目があるんですけども、80,727,672円から39,727,672円を引いた41,000,000円、これは80,727,672円を半分に割って、2分の1以上基金へ積み立てています。この基金に積んだ残りが翌年度に繰越金として計上されています。剰余金と繰越金の関係はそういう形になっています。 歳出側を見ますと、7ページ一番下に明許繰越という項目があります。明許繰越というのは何かと言いますと、議会などに報告をして、工期が延びたあるいは不測の事態があったので工事の年度を繰り越しますということで、議会の承認を受け、明らかにして許されるという、そういう手続きを経て繰り越しているものが明許繰越と、繰越明許費などとも言われたりします。それが明許繰越でして、通常2月や3月に議会の承認を頂き、工事等を翌年度に繰り越して、あるいは委託などを翌年度に繰り越しているものです。その他に何か事故的なことにより事業が繰り越したくなったものについては事故繰越と言いまして、また別枠で繰り越している場合もございまして、この

	下水道事業につきましては、議会の承認を経て明許で繰り越しているという状況で、工事等の一部を翌年度に繰り越しているものです。決算のところに計上している金額については、前年度から当年度に繰り越して決算している金額が繰越明許費に計上されています。
委員	分かりました、ありがとうございます。
会長	報告⑥登米市上下水道部新型コロナウイルス感染症対策について、ご説明をお願いいたします。
事務局	(配布資料6に基づき説明を行う)
委員	市役所の職員の方が感染することも十分想定できると思うんですけども、具体的に発生した時の計画など教えて頂ければと思います。
事務局	例えば熱が続くとか一定の基準以上になりますと人事課に報告をすることになっています。実際感染したことになれば、濃厚接触者の方々に対し調査、感染した職員の周りの消毒を行うことになります。一つ検討されているのが、感染が職員間で出てきたりすれば、今分散執務をしているんですけども、さらに別な事務所へ職員の一部を移すという話もございます。ただ、今現時点では課長等が組織を運営していくうえでは、なるべく同じ事務所でないということもあったり、あるいは書類等についても一緒に使ったりするものがあるので、今は部屋の分散を行っているというところですね。
委員	職員に対する検温というのは毎日しているんですか。
事務局	職員の検温は、自分で測ったものを毎日書くこととなっており、出勤簿への押印と一緒に記入しています。朝測ってくるのを忘れた場合でも体温計は常備しています。
委員	先ほど近隣で発生したようだが、コロナウイルスが収束することはないと考えている。今後も終わらないこの体制を維持していくことができるのかという問題である。結果的には終わることはないから、少なくなることはあっても、こういう緊急体制のままやっていけるのかどうか、その辺のことが対策されているのか。
事務局	委員が言われるとおり、どこまでコロナが感染拡大していくかというのは不明です。また、登米市の近傍でも発生し、そういった方が近くで勤務されていたという状況も直近では報告されています。ただ、我々はライフラインですので、これは継続していかななくてはならない。そして継続するためにはどうするかというと、まずは我々が罹らない、り患しないということですので、その予防措置をしっかりとっていくということが一番大切です。どうしても感染経路不明というのもありますので、なかなか発症されていない方との接触があったのかということもありますので、その辺まではなかなか難しいですが、現在は、もう少し細かく分散するかなども含めて現在検討しています。
委員	それともう一つ、これは4月1日以前の水道事業としての指針という形で設置の根拠など出していますけれども、これからは上下水道という形で作り直すということでしょうか。
事務局	対応指針などについても、水道のものを踏襲している部分が多いんですけども、上下水道部の対応指針として4月に作り直しをしており、下水道についても、優先業

	<p>務が何か、あるいはリストを作るということで対応しています。</p>
委員	<p>コロナウイルスとインフルエンザのウイルスと鳥インフルエンザと出てきてはいたけど、塩素消毒がそれに効くのは分かりましたけど、ウイルスの趣旨が若干違うので、対応的には同じように列挙していいものなのかと考えます。ウイルスの性質が似たようなものだが若干違う部分があるので、やはり、コロナウイルスとしての対処の仕方という形で書き改めたほうがいいのでは。</p>
事務局	<p>ここの記載は、発生の初期にインフルエンザと比較しながら書いているもので、その頃から記載が変わっていないものもありまして、あくまでこの書き方についてはコロナウイルスだけに絞って書いたほうが分かりやすかったかと思います。</p>
委員	<p>先ほど横山の水害の問題などは下水道にあまり関係ない部分もあるんだけど、登米市としての雨水排水の処理についてというのは、下水道ではなく建設部の担当になるのか。</p>
事務局	<p>雨水、内水、内側に降った水ということでお答えいたします。 今まで建設部の中で色々検討をし、建設部の中にあつた下水道課が大東地区の冠水被害を無くすということで事業を行っていますが、今年度から上下水道部になり、担当の在り方も変わってきたところです。昨今の降雨災害が背景にあるようですが、各自治体で内水に対する対策をしっかりと確立しなさいという指導が国・県から来ています。その事について今後、担当部署、こちら下水道もそうですし、建設総務課、それから防災課といった関連部署で具体的な今後の在り方を協議するというような段階になってきています。</p>
委員	<p>そうあるべきだと思います。 そうでないと先ほどの質問が多分聞いても分からない感じになります。</p>
事務局	<p>そのため、残念ながらこの場で何らかの情報を皆さまにお伝えするという段階ではないですが、そのスタートラインは間もなくとという時期になってきています。</p>
委員	<p>上下水道の使用料の猶予の問題についてですが、登米市として猶予せざるを得ないという判断に至る判断基準、それから登米市がかかわる歳入に関する問題は、固定資産税から始まって色々な市民が支払わなくてはならないものが多々ある訳ですが、それに対する基準とは。 あくまでも猶予なので免除ではないと思いますが、各行政区の区長や民生委員への周知の方法はどうなっているのか、ただ単に困ったと電話しただけで3か月なり半年なり免除しますかというような方法でやっているのかどうか。内容について詳しく教えてほしい。</p>
事務局	<p>まず支払猶予の周知等ですが、コロナウイルス対策の相談窓口を設置し、支払猶予の相談に応じています。皆さんにお配りしている冊子などに掲載させて頂きお知らせしています。上下水道部のホームページにも載せています。実際の相談窓口は、現在料金徴収を外部の水道お客様センターに委託をしていますので、そちらで相談を受けています。申し出があった方について、コロナ関連で猶予を行っているという状況でして、国から公共料金等については、コロナウイルスで収入が減って生活が大変になった方々に対して猶予・減免の措置等について検討してくださいということで通知が来てまして、市としては一定の猶予をするということで、全国的にもかなりの自治体</p>

	<p>で猶予を行っているところです。</p> <p>市でも飲食業を中心にアンケートを取っておりますが、収入が減って大変だという方々がかなり多いですので、申し出のあった方については聞き取りを行い、支払い猶予をしています。ただ、支払いの猶予でございますので、減免している訳ではございません。その方々は後々支払わなければいけないという状況です。</p> <p>また、猶予の対象となっている方々のうち結構な割合の方が、元々支払いが困難で滞納されていた方が、さらに収入が減って支払いが困難になっているとお話があり、利用している方々が多いです。これまで滞納が無かったけど大変になってという方も当然ございますが、全体の割合から言うと、従来からなかなか支払いの厳しかった方が、さらに滞納されてというのが多い状況となっています。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他に何かございますか？</p> <p>それでは、本日の審議については終了としますが、その他で何かお話しがあれば承りたいと思います。</p>
委員	<p>この間河北新報で記事が出まして、登米市上下水道発注工事の入札談合みたいな話でした。そういう記事が出るということ自体が不安なところがあります。多分何もないんだろうなとは思いますがそれを聞きたいなと思いました。最後まで読むと別に何もなかったようなことが書いてあるんですけども、ただこういう記事が出るってということが不安だなと思う部分があります。</p>
事務局	<p>繊細な案件でございますので、お話出来る部分が限られてしまうのでご了承頂きたいと思います。</p> <p>7月30日の河北新報に、登米市発注工事の入札で談合情報ということで掲載されました。そちらの記事をお読みになったんだろうと思います。あと、第2報で8月1日土曜日にも、小さく載っています。市と河北新報に同じ内容で、談合しているとの情報が無記名の封書で届いたというところでございます。書かれている内容については3つの工事について、新聞に書いてあった通り3件の工事について談合が行われていて、誰が落札するか決まっているという中身の封書でした。入札書の受入途中だったので、入札については一旦開札だけし、入札を保留して調査をすることによって進めておりました。登米市では談合情報対策マニュアルというものを作っておりまして、市長部局でマニュアルを作っています。上下水道部では独自のマニュアルというのが無いものですから、市長部局の対応マニュアルに沿って対応しているというところなんです。新聞の方にも掲載されておりますが、提出されている工事費の内訳書を確認し、30日には入札参加業者の社長や取締役に来てもらい、急遽事情聴取をしています。市では捜査権が無いので出来ることが限られていますが、市として調査を実施し、その調査の中で、談合の事実があったというところまでは見つけられていないというところなんです。現段階ではこれまで行った調査について、31日に市の公正入札調査委員会で審議を頂き、その調査の中では、談合の事実を確認出来なかったというところまで来ていますが、さらに内容を精査しながら、今週中に入札契約手続きをどう進めていくか決定していきたいということになっています。取りやめるにしても参加している方々の不利益となりますので、事実が認められない場合、一般的には誓約書を付けて契約に進んでいくということになると思いますが、今調査の途中ということで、これから手続きをどう進めていくか決定していくことになっています。</p>
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>

委員	<p>前回談合により、登米市が大々的に報道された内容を私もお聞きしたら、設計価格そのものが漏れていて、設計価格と1円も変わらない価格で落札したと、従ってこれは情報漏洩があったんだろうと思う。落札する方ももう少し頭を回して5円なり10円なり違わせればいいのを教えられた金額そのまま同額で入れるなんて前代未聞の事をやるから黒以外に何もないということで司法当局が動いたというようなことらしいですが、市民の税金を使っての公共事業なので、こういう事が新聞報道で出るような事があればなおさら市民も不安になるので、やはり、そういう報道があったばかりですから益々コンプライアンスとかそういった問題等から見ても市民は非常に厳しいピリピリとした環境の中にありますので、モラルに則った事業を展開してもらえればと思う。特にこういう何か対外的な報道を受ければ、部長が矢面に立たざるを得なくなりますので、そういう意味でも先ほど運営審議会を部長さんが欠席してよかったのかどうかそういう話もあるので、私ども審議員の生の声を聴いて、それを間違わない方向で業務を進めてもらえれば、それが私たちの願いでもありますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは本日の審議については終了いたします。</p>
【4 その他】	
事務局	<p>次回の日程等について説明</p>
【5 閉会】	
会長職務 代理者	<p>報告事項として①から⑥まで長時間にわたりまして慎重な審議を頂きまして大変ありがとうございました。職員の皆さんにおかれましては移行期で大変だと思いますけれども、市民の生活環境と自然環境の保護の観点から、これからも適切な下水処理業務にあたって頂きたいと思います。令和2年度第1回の下水道事業運営審議会これを持ちまして閉会といたします。大変ご苦労様でした。</p>

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____